

社会福祉法人 京都眞生福祉会
グループホーム 京都指月あさがおの郷 2号館

運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人京都眞生福祉会 グループホーム 京都指月あさがおの郷 2号館（以下「事業所」という。）が運営する指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等などの日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能なかぎり自立して営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づき事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）」及び「指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

- 2 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえて実施する。
- 3 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- 4 介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 5 懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- 6 提供する介護の質の評価を行い、定期的に外部の評価を受けて、それらの結果を公表し、常にそのサービスの改善を図る。
- 7 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 グループホーム 京都指月あさがおの郷 2号館
- 2 所在地 京都市伏見区桃山町泰長老 176-5

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設の職員の職種ごとの定数は次のとおりとし、法令の基準を上回る員数を配置するものとする。

- 1 管理者 常勤1名（管理上、支障がなければ他の職種に従事する場合がある）
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する

法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- 2 計画作成担当者 3名以上（共同生活住居ごとに配置し、うち1名以上は介護支援専門員とする。）

計画作成担当者は、認知症対応型生活介護計画の作成等を行う。

- 3 介護従事者（介護職員、看護職員）

以下のとおりとする（1名以上は常勤とする。）

- 一 日中の時間帯：共同生活住居ごとに、常勤換算方法で3名以上配置する。
- 二 夜間及び深夜の時間帯：共同生活住居ごとに、常時1名以上配置する。
- 三 介護従業者は、利用者の入浴、食事等の介護サービスを提供し、又は必要な支援等を行う。

（勤務体制の確保等）

第5条 利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活をおくることができるよう、継続性を重視したサービスの提供を配慮する観点から、以下に定める職員配置を行うこととする。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時1名以上の介護職員又は看護職員を配置。
- 二 夜間及び深夜については、ユニットごとに常時1名以上の介護職員又は看護職員を配置。

（設備及び備品等）

第6条 施設サービスを提供するために必要な建物及び設備については、居室、洗面所、静養室、浴室、便所、医務室、食堂及び機能訓練室、廊下等の専ら施設の用に供するものを整備する。ただし、利用者の介護に支障のない場合は、併設の居宅サービス事業と共用することができる。

- 2 前項に掲げる設備の他、施設サービスを提供するために必要な設備及び備品を備える。

（入所定員）

第7条 事業所の定員：27名 ユニット数：3 1ユニット：9名

- 2 利用者に入院する必要が生じた場合、入院後おおむね2ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、退院後再び当施設を利用できるようにする。

（主なサービスの内容）

第8条 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護利用者に対して食事の提供・買い物・掃除洗濯等の生活サービスや排せつ・食事・入浴介助等の介護サービス、日常生活の中での認知症進行防止の取組み、その他機能訓練や健康管理等のサービスをサービス計画に基づき提供する。詳細は重要事項説明書に記載の通りとする。

(利用料)

第9条 事業所が提供する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割、もしくは3割の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

2 次に掲げる項目については、別表に掲げる利用料金を徴収する。

- | | |
|--|--------|
| 一 家賃 | 別表に定める |
| 二 食材費 | 別表に定める |
| 三 光熱水道費 | 別表に定める |
| 四 共益費・共通経費 | 別表に定める |
| 五 おやつ代 | 別表に定める |
| 六 その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適切と認められる費用 | 実費 |

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者・家族（身元引受人）の同意を得るものとする。

(利用にあたっての留意事項)

第10条 サービスの対象者は、要介護者等であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たすものとする。

- 一 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - 二 自傷他害（職員へのハラスメント行為も含む）の恐れがないこと。
 - 三 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入所後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去していただく場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。
- 4 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。
- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - 二 けんか、口論、泥酔などでほかの利用者に迷惑を及ぼすこと。
 - 三 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - 四 建物内及び敷地内で火気を用いること。
 - 五 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。
- 5 利用者及び家族等は、職員に対してハラスメント行為をしてはならない。

(緊急時における対応方法)

第11条 職員は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医や協力医療機関などに連絡するなどの必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第12条 管理者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めるとともに、

非常災害に備えるため、年 2 回以上は避難・救出その他必要な訓練を行う。（内、1 回は夜間想定とする。）

（事故発生時の対応）

第 13 条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行う。

2 事故の発生又はその発生を防止するためには以下の措置を講ずることとする。

一 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止の為の指針の整備。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備。

三 事故の発生又はその発生の防止のための委員会及び担当者を設置する等し、従業者に対する研修を定期的に行う。

（身体拘束の適正化）

第 14 条 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他報道を制限する行為を原則行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合は、適正な手続きを経て、身体等の拘束を行うこととする。

2 前項に係る身体拘束等に関する事項については、別途「身体拘束等の適正化のための指針」の定めによる。

（虐待の防止に関する事項）

第 15 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 虐待の防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

（衛生管理）

第 16 条 サービスを提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

（協力医療機関）

第 17 条 入院治療を必要とする利用者の為に、あらかじめ協力病院等の協力医療機関を定める。

2 協力医療機関は、恵心会 京都武田病院とする。

(個人情報の保護)

第18条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、原則的に事業者が行う認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症共同生活介護サービスの提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密保持)

第19条 事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情処理)

第20条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

- 2 提供したサービスに関し、市区が行う文書その他の物件の提出若しくは定時の求め若しくは依頼または市区の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市区が行う調査に協力するとともに、市区から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。また、市区からの求めがあった場合には、改善の内容を市区に報告することとする。
- 3 提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

(運営推進会議)

第21条 施設長、職員、利用者、利用者家族(身元引受人含む)代表の他、地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等、福祉介護に精通した第三者等で運営推進会議を組織し、定期的な会議を行うこととする(概ね2ヶ月に1回以上)。

(反社会的勢力の排除)

根拠規定(京都市暴力団排除条例 第5条 市民等の責務 平成24年10月1日施行)

第22条 事業所はサービスの提供にあたり、サービス利用する者または身元引受人(または代理人)が次の各号に該当しないことを確認し、かつ将来にわたっても該当しないことを確認する。該当していると判明した場合は催告無しに直ちに契約解除する。

- 2 現在、暴力団・暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という)。
- 3 暴力団員等が経営を支配している或いは実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
- 4 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を以てするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

- 5 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- 6 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(その他運営に関する重要事項)

- 第23条 事業所の会計は他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年の3月31日の会計期間とする。
- 2 従業者の資質向上の為の研修の機会を確保し、又業務体制を整備する。
 - 3 従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及び家族等の秘密を漏らしてはならない。又その必要な措置を講ずる。
 - 4 サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するように適切な技術をもって行わなければならない。
 - 5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。
 - 6 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持の為の機能訓練を行わなければならない。
 - 7 医師及び看護職員は、常に利用者の健康保持の為に適切な処置をとらなければならない。
 - 8 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。
 - 9 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談・助言を行うとともに、必要に応じ施設介護計画を作成しなければならない。
 - 10 事業の運営にあたっては、地域住民やその他自発的な活動等との連携・協力を行うなど、地域との交流に努めなければならない。
 - 11 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、その他必要な記録帳簿を整理する。
 - 12 運営規程の概要、従業員の勤務体制、市町村に提出する情報公開項目、その他サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
 - 13 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活）に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - 14 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人京都眞生福社会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

- | | | |
|-------|-------|----|
| 2018年 | 3月31日 | 施行 |
| 2020年 | 4月 1日 | 改定 |
| 2021年 | 4月 1日 | 改定 |
| 2021年 | 12月1日 | 改定 |